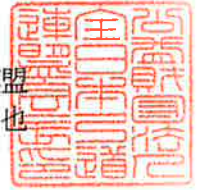


全弓連発第 29 - 125 号
平成 30 年 1 月 26 日

地 連 会 長 各 位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会 長 中 野 秀 也



スポーツ庁・緊急会合に関する報告
～スポーツにおけるインテグリティの確保について～

標題のこと、昨今のスポーツ界における不祥事を受け、スポーツ庁ならびに日本アンチ・ドーピング機構の共催による緊急会合が去る 1 月 18 日、文部科学省において開かれました。

スポーツ界をあげてコンプライアンスの徹底を図るとともにスポーツ・インテグリティ（スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性）を確保する取り組みの説明および協力の要請がありました。

地連会長各位におかれましては、本件についてご留意の上、貴連盟会員各位にご周知の程お願い申し上げます。

記

【添付資料】

スポーツにおけるインテグリティの確保に関する緊急会合（資料一式）

◎本件の事務担当

全弓連事務局：浅見・戸部

TEL 03-3481-2387 FAX 03-3481-2398

E-mail kanri3@kyudo.jp

資料一覧

議事次第	1
会場レイアウト図	2
各団体からの提出資料	3～9
日本オリンピック委員会	3
日本障がい者スポーツ協会	4
日本アンチ・ドーピング機構	5～8
日本スポーツ振興センター	9
スポーツ庁資料	10～16
ドーピング防止活動推進法案等について	10～11
スポーツにおける安全管理体制の整備について	12
スポーツにおける暴力の根絶について	13～15
コンプライアンス確保体制の充実について	16

スポーツにおけるインテグリティの確保に関する緊急会合

日時：平成 30 年 1 月 18 日（木）

18:00～19:20

場所：文部科学省 3 階講堂

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 日本カヌー連盟からの報告

(2) スポーツにおけるインテグリティの確保及びドーピング防止活動の推進について

- ・スポーツ庁 鈴木 大地 長官
- ・日本オリンピック委員会 竹田 恆和 会長
- ・日本障がい者スポーツ協会 山田登志夫 常務理事
- ・日本アンチ・ドーピング機構 河野 一郎 理事長
- ・日本スポーツ振興センター 勝田 隆 理事
- ・日本体育協会 大野 敬三 常務理事

(3) アスリート代表からのメッセージ

室伏 広治氏

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 スポーツディレクター

東京医科歯科大学 スポーツサイエンスセンター長

世界ドーピング防止機構及び日本アンチ・ドーピング機構 アスリート委員

3 スポーツ庁からの情報提供及び依頼等

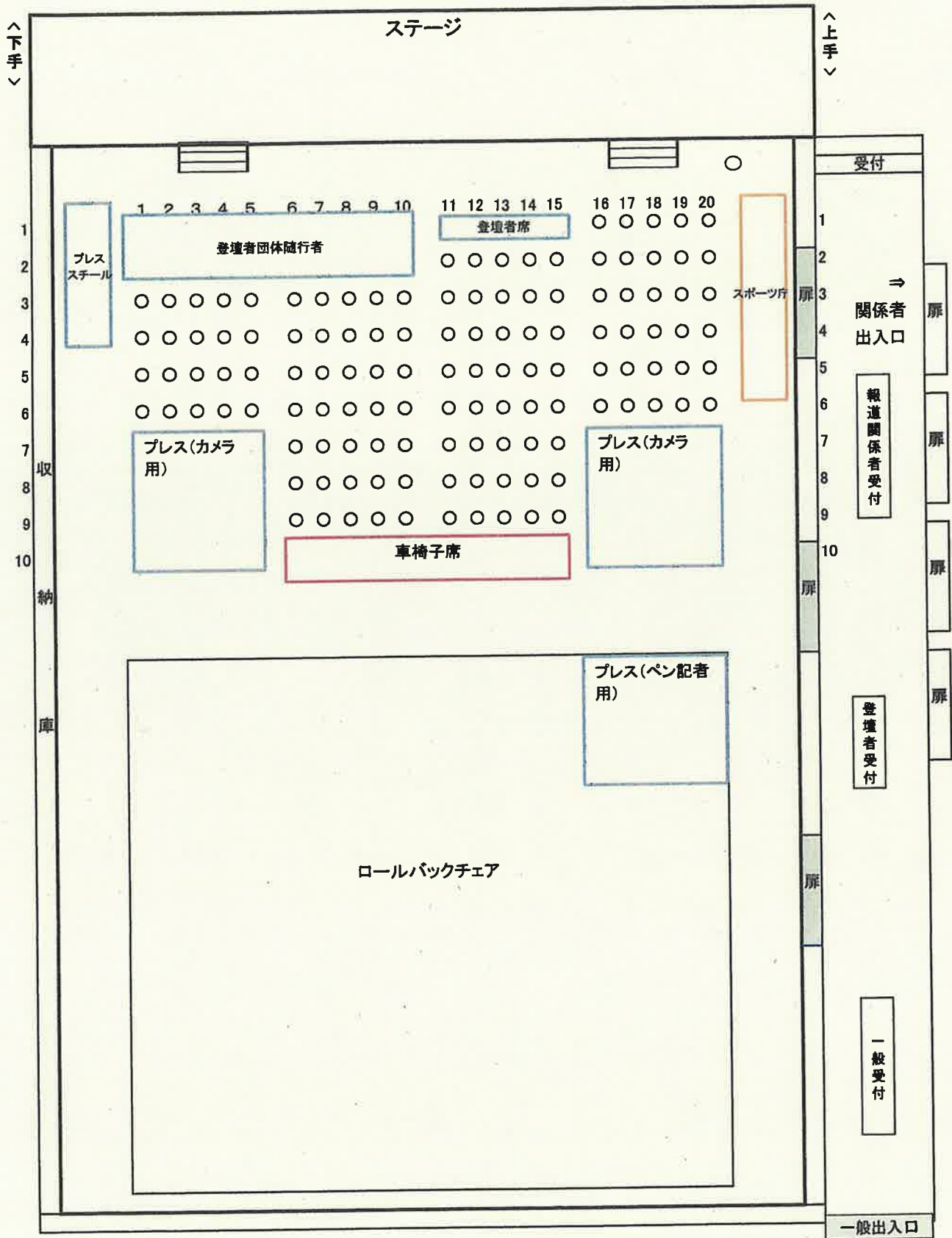
- ・ドーピング防止活動推進法案等について
- ・スポーツにおける安全管理体制の整備について
- ・スポーツにおける暴力の根絶について
- ・コンプライアンス確保体制の充実について

4 質疑応答

5 閉 会

文部科学省東館3F講堂レイアウト

配布用



競技団体の皆さまにおかれましては、前方の空いている席から順にお座りください。



第 29 回 JOC 総務発第 296 号
平成 30 年 1 月 10 日

本会加盟団体

会長・専務理事・理事長 殿

公益財団法人 日本オリンピック
会 長 竹 田



選手、指導者等の責任ある行動と自覚について (お願い)

日頃から、本会事業に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 23 回オリンピック冬季競技大会 (2018/平昌) の開催並びに 2020 東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、国民のスポーツに関する関心の高まりと我々スポーツ界に対する期待がますます大きくなっている中、競技会中に他選手の飲み物に、世界アンチ・ドーピング規程で定める禁止物質を混入させる事例が発生しました。

オリンピック精神に反し、社会的秩序を乱す上記行為がおきたことは、極めて遺憾です。

つきましては、貴団体におかれましても選手、指導者はもとより、全ての関係者に対し、競技、日常生活の場にかかわらず、責任ある行動と自覚を持つよう、より一層教育と指導を徹底されるようお願いいたします。

以 上

日障ス発第530号
平成30年1月12日

本会登録・加盟
障がい者スポーツ競技団体 代表者 殿

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
会長 烏原光 敬



選手、指導者等の責任ある行動と自覚について（お願い）

平素より、障がい者スポーツの振興並びに協会の運営に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、報道されたように日本オリンピック委員会の加盟団体に所属するトップ級の選手が競技会中に他選手の飲料に世界アンチ・ドーピング規程で定める禁止物質を混入させてドーピング違反に追い込み競技を妨害したり、また他選手の競技用具を盗んだり、破損させたりするなどの事案が発生しました。

昨今、平昌2018パラリンピック競技大会の開催ならびに2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国民のスポーツに関する関心とスポーツ界に対する期待が益々高まりを見せるなか、このような競技選手としてフェアプレイ精神に反する行為であり、かつ、それ以前に一人の社会人としての道徳心や社会常識を欠いた行為によりスポーツの価値や高潔性が損なわれる事案が発生したことは極めて遺憾であるとともに残念であります。

各競技団体におかれましては、日頃から選手、指導者に対し、法令遵守は勿論のこと社会規範に沿った責任ある行動に関するご指導をいただいていることと存じますが、今回の事案を教訓として、選手、指導者一人ひとりが競技や日常生活の場において責任ある行動と自覚を持つよう、更なる教育とご指導を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

当機構加盟団体 代表者 各位

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
会長 鈴木 秀典
(公印省略)

アンチ・ドーピング教育啓発活動の更なる推進について

平素より、アンチ・ドーピング活動の推進にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

既にご承知の通り、国内で初めてとなる「禁止物質の投与（日本規程第 2.8 条）」に係るアンチ・ドーピング規則違反が発生致しました。第三者が、競技者に対して禁止物質を投与し、ドーピング違反に陥れる行為は「パラドーピング (paradoping)」とも呼ばれています。

今回発生したパラドーピングを受けた選手のケースにおいては、日本アンチ・ドーピング規程（以下、日本規程）第 10.4 条に定める「過誤又は過失が無い場合における資格停止期間の取消し」が適用され、資格停止は課されませんでした。他方、競技者自身に過誤又は過失が無い状況が認定されたものの、日本規程の定めに従い、競技成績は取り消される処分が課されています。

競技者は、自身が摂取する飲料やサプリメント等に厳格な責任を負うことが定められています。いかなる状況においても、自身が摂取するものに注意を払うことについて、あらためての注意喚起をお願い致します。

また、パラドーピングを行った側に対しては、日本規程第 2.8 条により、8 年間の資格停止が課されました。悪質性の高い違反に対しては、厳罰が課されることとなります。

我が国は、競技者をはじめ関係する皆様のご尽力により、自他共に認めるクリーンなスポーツ環境を誇っているところですが、今回のパラドーピング事件は、我が国が誇るクリーンな評価を歪めかねない重大な事件であったと考えております。

我が国においては、今後、2019 年、2020 年と国際的な大規模競技大会の開催が予定されており、自国開催に係る競技力向上のプレッシャーや、日本代表選手となることへの欲求・プレッシャーが増大していくことが想定されます。

この様な環境において、競技者や指導者におかれましては、フェアプレイの精神のもと、スポーツのフェアネスを社会に向けて発信していくロールモデルとなる役割が期待されているところです。

当機構が推進するアンチ・ドーピング教育啓発活動においては、スポーツの価値に基づくロールモデル教育を実践しておりますが、今後は、この領域の活動をさらに強化していく必要性を強く感じるところです。各競技団体におかれましては、競技者及び指導者にむけたスポーツの価値に基づくロールモデル教育の実践において、これまでも増して、活動を強化していただきますようお願い申し上げます。

なお、当機構としては、各団体と連携し、教育啓発活動の実施の支援を強化して参る所存です。活動の推進について、ご不明な点などございましたら、以下の担当部署までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

担当部署 教育・情報グループ

電話：03-5963-5708 メール：eig@playtruejapan.org

アンチ・ドーピング活動における課題の変遷

医学領域からインテリジェンス・調査活動へ

世界規程	違反類型の概要	分析	課題
第2.1条	検体に禁止物質が存在	分析	違反類型のうち 10 が 非分析 による
第2.2条	禁止物質の使用、使用の企て		
第2.3条	検体採取の回避、拒否、不履行	非分析	2015年の規程改定により関連情報の解析による検査立案の 実効性向上の取組を強化、非分析による違反特定を本格導入。 「不正取引」「支援・援助などの偽装のための行政機関 との連携が義務事項となった。」
第2.4条	履場所情報関連違反		
第2.5条	ドーピング検査の改変、改変の企て		
第2.6条	禁止物質の保有		
第2.7条	禁止物質の不正取引		
第2.8条	禁止物質の授与、授与の企て		
第2.9条	支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽		
第2.10条	特定対象者との関与		

- 課題**
1. 大規模国際大会ホスト国としてのインテリジェンス体制の拡充
 2. 検査体制構築
 3. ロシア問題



競技大会検査での摘発の時代から、競技大会の数ヶ月前からインテリジェンス検査を展開する時代へ



日本アンチ・ドーピング規律パネル決定について

- 「日本アンチ・ドーピング規律パネル」は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)により運営されており、JSCが規律パネル委員を任命する。
- アンチ・ドーピング規則違反の処分は、聴聞会が開催され、日本アンチ・ドーピング規律パネルが判断を下す。
- 例外として、競技者が違反を認めて措置を受け入れると同意をした場合、聴聞会は開催されず、日本アンチ・ドーピング規程に定められた処分で解決される。その場合、JADAがその内容の決定文を作成・公開する。

➔ **日本アンチ・ドーピング規律パネル決定は、JADAから独立してなされる。**

【第8条 規律手続】
 8.1 日本アンチドーピング規律パネル委員の任命
 8.1.1 JSCは、それぞれ5年以上の適格な経験を有する法律家である1名の委員長及び2名の副委員長、5年以上の適格な経験を有する3名の医師、並びに更なる3名の委員(現役のスポーツ関連団体の役員若しくは競技者又は過去に当該役員若しくは競技者であった者とする。)により構成される日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員を任命するものとする。すべての委員は、公正に、偏りなく、独立して聴聞が行える者として任命される。

事件の概要

• 2017-002号事件

- 日本規程2.1項の違反(検体に禁止物質が存在すること)
- 日本規程9条に従い、検体採取日(9月11日)に獲得した個人成績の失効。
- 日本規程10.4項に従い、資格停止期間は課されない。
- 日本規程10.8項における「公平性の観点から別途要請される場合」に該当するため、検体採取日以降に獲得した競技成績は失効しない。

• 2017-004号事件

- 日本規程2.8項の違反(競技者に対して禁止物質を投与すること)
- 日本規程10.8項に従い、違反発生日(9月11日)から暫定的資格停止開始日までに獲得した全ての個人成績の失効。
- 日本規程10.3.3項及び10.11.3.1項に従い、8年間の資格停止。

※ 004号事件は、競技者が違反を認めたため、聴聞会は開催されず、日本規程に定められた制裁内容での解決となった。(前項の例外処理の適用による解決)

日本アンチ・ドーピング規程 関連条項

2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること

2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在した場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、第2.1項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。



論点1: 競技者は、自己の体内に禁止物質が入らないように対応する責任がある。
 論点2: 自己の体内に、禁止物質が存在した場合には、競技者がその責任を負う。
 論点3: 違反の成立の要件において、競技者側の意図、過誤、過失又は使用の認識があるかは問われない。

日本アンチ・ドーピング規程 関連条項

- 10.8 検体の採取又はアンチドーピング規則違反後の競技会における成績の失効
 第9条に基づき、検体が陽性となった競技会における成績が自動的に失効することに加えて、
 陽性検体が採取された日(競技会(時)であるか競技会外であるかは問わない。)又はその他の
 アンチドーピング規則違反の発生の日から、暫定的資格停止又は資格停止期間の開始日まで
 に獲得された競技者のすべての競技成績は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、
 失効するものとし、その結果として、メダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。



- 論点4: 検体採取日から、暫定的資格停止期間が課されるまでに獲得した競技成績は
 全て失効する。
 論点5: ただし、公平性の観点から別途要請される場合は、競技成績が失効とならない
 場合がある。

日本アンチ・ドーピング規程 関連条項

第10条 個人に対する制裁措置

- 10.1 アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効 競技大会開催期間中又は競技大会
 に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、当該競技大会の所轄組織である組織の決定に
 より、当該競技大会において得られた個人の成績は失効し、当該競技大会において獲得されたメダル、
 得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。但し、第10.1.1項に定める場合は、この限りではない。
 競技大会における他の結果を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、競技者による
 アンチ・ドーピング規則違反の重大性の程度や、他の競技会において競技者に陰性の検査結果が出たか
 否かなどが挙げられる。
- 10.1.1 競技者が当該違反に関して自己に「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、アンチ・ドーピン
 グ規則違反が発生した競技会以外の競技会における競技者の個人の成績は失効しないものとする。
 但し、アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、
 当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。



- 論点6: 違反が発生した場合は、競技大会の個人成績は失効となる。
 論点7: 「過誤又は過失がないこと」が証明された場合であっても、規則違反が発生した競
 技大会の成績は失効となる。(当該競技大会以外の競技会の成績については、
 状況により失効とならない場合がある)

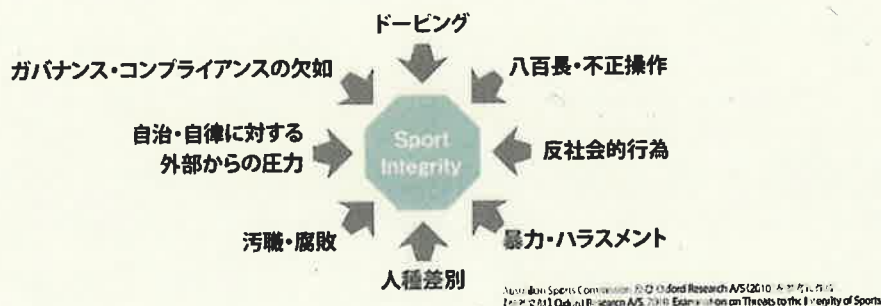
スポーツ・インテグリティの保護・強化について

～クリーンでフェアなスポーツの実現に向けて～

日本スポーツ振興センター
スポーツ・インテグリティ・ユニット

「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態、を意味する言葉です。スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指します。

日本スポーツ振興センターは、「スポーツ・インテグリティ・ユニット」を設置し、スポーツにおける八百長・違法賭博、ガバナンス欠如、暴力、ドーピング等の様々な脅威から、Sport Integrity（スポーツの誠実性・健全性・高潔性）を守る取組を実施しています。



ガバナンスグループ

スポーツ団体のガバナンス強化に係る調査・研究、及び団体への支援に関する業務を実施。

アンチ・ドーピンググループ

アンチ・ドーピングのためのインテリジェンス活動（情報収集・分析等）を実施。
2017年5月には、ドーピング通報窓口を設置し、情報収集機能を強化。

くじ調査グループ

スポーツ振興投票の公正性の確保に係る活動を実施。

スポーツ相談グループ

トップアスリートを対象とした「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度」に関する業務を実施。



ドーピング通報窓口
(専用サイト)

<https://www.report-doping.jpnsport.go.jp/>

相談受付窓口

[https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/
tabid/681/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/681/Default.aspx)

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案【概要】

目的

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与。（1条）

定義

**国際競技大会等
出場スポーツ選手**

・国際的・全国的な規模のスポーツの競技会に出場し、又は出場しようとするスポーツ選手（2条1項）

**スポーツ競技会
運営団体**

・スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であって、スポーツの競技会の準備及び運営を行うもの（2条2項）

スポーツにおけるドーピング

・禁止物質の使用・所持、ドーピングの検査の妨害等の「国際規約に違反する行為として文部科学省令で定める行為」（2条3項）

ドーピング防止活動

・ドーピングの検査、スポーツにおけるドーピングの防止に関する教育・啓発その他のスポーツにおけるドーピングの防止に必要な活動（2条4項）

基本理念

- ①スポーツにおける公正性・スポーツを行う者の心身の健康の保持増進の確保（3条1項）
- ②ドーピングの検査における公平性・透明性の確保（3条2項）
- ③スポーツ競技会運営団体の自主性・自律性の確保（3条3項）
- ④スポーツの多様性への配慮（3条4項）

責務等

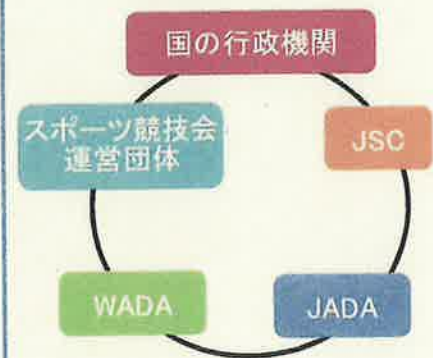
①スポーツにおけるドーピングの禁止

・国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもって、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない。

（4条1項）

・国際競技大会等出場スポーツ選手を支援する者（“アントラージュ”）は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。（4条2項）

- ②国の責務（5条）
- ③日本スポーツ振興センター（JSC）の役割（6条）
- ④スポーツ競技会運営団体の努力（7条）
- ⑤関係者相互の連携及び協働（8条）
- ⑥地方公共団体の努力義務（9条）
- ⑦政府による法制上・財政上の措置等（10条）



基本方針

文部科学大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定める。（11条）

基本的 施策

- ①ドーピング検査専門人材等の育成・確保（12条）
- ②研究機関が行う研究開発の促進（13条）
- ③国民に対する教育及び啓発の推進（14条1項）
- ④医師、歯科医師、薬剤師等の医療従事者に対する情報提供、研修機会の確保（14条2項）
- ⑤国の行政機関、JSC、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の間の情報共有（15条1項）
- ⑥文部科学大臣から関係行政機関の長に対する協力の要請（15条2項）
- ⑦国際協力の推進、JSC・JADAとWADAとの連携（16条）

検討

「政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」（附則2項）

アンチ・ドーピング関係予算

(平成29年度予算額 620,996千円)
平成30年度予定額 722,846千円

1 国際アンチ・ドーピング強化支援事業 185,957千円(185,957千円)

WADA(世界ドーピング防止機構)、製薬業界、国際機関等と連携し、アンチ・ドーピング活動が遅れている国に対するドーピング防止教育・研修パッケージの導入・普及や人材育成支援等を実施し、それらを支える調査・研究を推進するとともに、アジアのドーピング防止活動の発展・促進を支援することで、世界のドーピング撲滅に貢献する。

2 ドーピング防止活動推進事業【拡充】 295,913千円(201,016千円)

○ドーピング防止教育事業 100,286千円(98,784千円)

ドーピング違反を未然に防止するため、競技者に対する研修会等を実施し、ドーピングの害などの教育を行うとともに、サポートスタッフに対する教育を強化する。

また、2020年東京大会をはじめ競技大会において我が国からドーピング違反を出さないよう、若い世代への教育を強化するとともに、学校教育課程におけるドーピング防止を含むスポーツの価値教育を促進する。さらに、競技者を意図しないドーピングから守るために、医師、歯科医師、薬剤師等への教育を促進する。

○ドーピング防止活動に係る人材育成事業 159,176千円(65,781千円)

ドーピングに関する検査、教育等の活動に必要な人材を育成するため、ドーピング検査員養成講習会などを行う。特に2020年東京大会をはじめ今後我が国で開催される国際競技大会に対応するため、ドーピング検査員の新規資格取得者を増やし人員の確保を図るとともに、検査員の資質向上を図る研修等の実施を通じてドーピング検査室責任者やシャペロンリーダーなどの専門人材を育成する。

○ドーピング検査技術研究開発事業 36,451千円(36,451千円)

摘発が困難なドーピングを検出し、かつ、アスリートに負担をかけないドーピング検査手法の研究・開発を行うとともに、新しい国際的なドーピング防止体制の構築に向けた取組を支援する。

3 世界ドーピング防止機構等関係経費 21,145千円(24,198千円)

WADA常任理事会やユネスコの国際規約締約国会議等に参画し、国際的なドーピング防止活動の推進を図る。

4 世界ドーピング防止機構拠出金 168,314千円(165,308千円)

国際的なドーピング防止活動を行うWADAへ資金拠出を行い、WADAの任務を支援することによって、ドーピングのないクリーンなスポーツの国際的な普及・発展を図る。

5 アンチ・ドーピング活動促進事業(インテリジェンス・規律機能)【拡充】

51,517千円(44,517千円)

2015年1月に行われた世界アンチ・ドーピング規程の改定(インテリジェンス等に基づいたドーピング防止活動実施の義務付け)及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へのIOCやWADAからの要請等に対応するため、我が国におけるインテリジェンス活動(通報窓口の運用などを通じたドーピング防止規則違反に関する情報の収集及び専門的知見からの分析等)の着実な実施のための体制を強化する。

また、ドーピング防止規則違反の有無や制裁措置に関する聴聞・決定等を行う「日本アンチ・ドーピング規律パネル」に係る所管業務を実施する。

スポーツにおける安全管理体制の整備について

1. スポーツ基本法の規定

○スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（抜粋）
（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2. 各団体において再確認いただきたい点

- ①用具・練習場などの事前の安全確認体制
- ②安全な活動を確保するための指導や体制等
- ③事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など対処方法の確認と関係者への周知
- ④競技特性等を踏まえた補償内容の傷害保険への加入、団体としての保険への加入状況の周知

なお、④に関して、スポーツ庁では、各競技団体が主催する強化合宿等の保険料については、以下のとおり、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金の助成対象経費としているところ。

【参考】独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領（平成 27 年 4 月 1 日平成 27 年度要領第 1 号）助成対象経費の基準等（別表）（抜粋）

【保険料】保険の加入に要する経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要
○ 国外で実施する事業において選手・スタッフが加入する海外旅行保険の保険料
○ 助成事業に召集された選手・スタッフが加入する傷害保険の保険料

スポーツにおける暴力の根絶について

スポーツ庁参事官
民間スポーツ担当

○ 第2期スポーツ基本計画(平成29年3月24日)(抄)

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進

[施策目標]

スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。

[具体的施策]

ア 国は、スポーツ団体と連携し、フェアプレーの精神や、スポーツ団体及びアスリート等が注意すべき事項等に関するガイドブックを作成するなどにより、全てのアスリート、指導者、審判員及びスタッフが能動的かつ双方向に取り組むことのできる教育研修プログラムを普及し、スポーツ・インテグリティの基盤を整備する。

カ 国は、スポーツ団体における不適切な事案が発生した場合の対応手順等の整備や組織運営の基盤である人材や財務等の強化に関する支援を通じ、関係法規を遵守した透明性の高い健全なスポーツ団体の組織運営を促進する。

○ 文部科学大臣メッセージ(平成25年2月5日) ～スポーツ指導における暴力根絶へ向けて～(抄)

(略)

スポーツ指導者に対し暴力根絶の指導を徹底するとともに、スポーツ指導者が暴力によるのではなく、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚して後進をしっかり指導できる能力を体得していくために、スポーツ指導者の養成・研修の在り方を改善することが大切と考えます。

また、各競技団体に、相談・通報窓口の設置等ガバナンス・コンプライアンスの確立を進めることも求められます。

(略)

○ スポーツ指導における暴力等に関する処分基準ガイドライン(試案)

(平成25年12月19日)(抄)(スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議)

第5 処分の標準例

これら標準例は、代表的な違反行為ごとに標準的な処分の内容を例として掲げたものであって、絶対的なものではない。したがって、実際の処分内容の決定に当たっては、本処分基準を形式的・機械的に適用するのではなく、事案の詳細及び過去の処分とのバランスも考慮しつつ、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

I 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為例

1 体罰(暴力)

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴行を振るった。

- (1) 被害者が傷害に至らず暴行に止まった場合には、有期の登録資格停止[短期：1カ月]とする。
- (2) 被害者が全治2週間程度までの傷害を負った場合には、有期の登録資格停止[中期：1カ月以上6カ月以下]とする。
- (3) 被害者が全治2週間を超える傷害を負った場合には、有期の登録資格停止[長期：6カ月以上]とする。
- (4) 被害者が死亡するに至った場合又は重大な後遺障害が残る傷害を負った場合には、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素(処分内容を重くする)

加害者が指導者の場合、加害者が複数の場合、怪我の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮された場合、複数回又は継続的に行われていた場合等

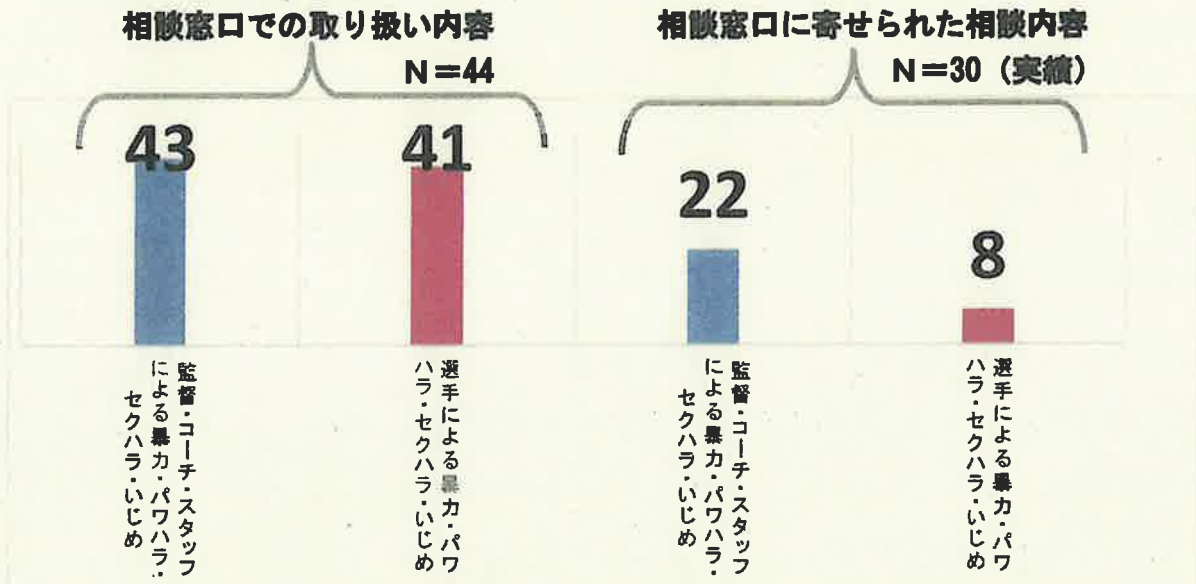
○軽減要素(処分内容を軽減する)

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

○ スポーツ団体における相談窓口の整備状況 (平成28年リオ大会前)

【日本体育協会又は日本オリンピック委員会への加盟団体について】

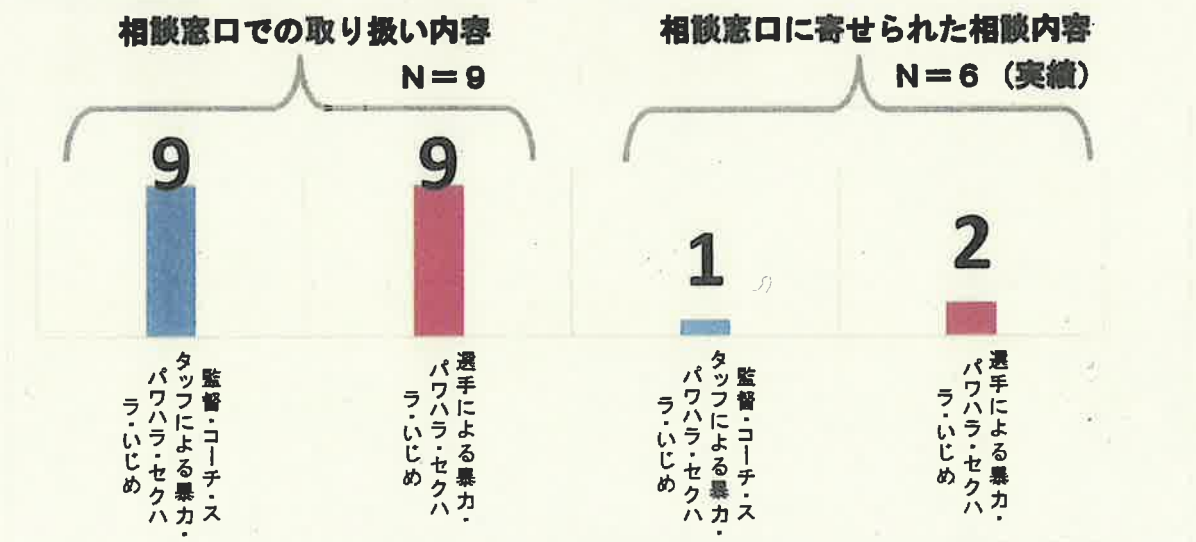
- ・ 倫理・コンプライアンス等に関わる相談窓口を設置済みである団体：44団体 (NFのみの有効回答数は69)



(平成28年7月「倫理・コンプライアンス規程等の整備状況に関する調査」日本体育協会・日本オリンピック委員会を元にスポーツ庁にて作成)

【日本障がい者スポーツ協会への加盟団体について】

- ・ 倫理・コンプライアンス等に関わる相談窓口を設置済みである団体：9団体 (全体の有効回答数は65)



(平成28年8月「倫理・コンプライアンス規程等の整備状況に関する調査」日本障がい者スポーツ協会を元にスポーツ庁にて作成)

コンプライアンス確保体制の充実について

参事官（民間スポーツ担当）

平成 29 年度、以下の 4 つの機関に対し、スポーツ界のコンプライアンス確保体制の充実に関する業務を委託した。ヒアリングや調査の実施に際しては、各競技団体からご協力いただいている。成果物については、平成 30 年 3 月末日までに提出される予定であり、成果物の一部については、各競技団体に配布予定である。

	実施機関	委託内容
1.	公益財団法人 日本スポーツ 仲裁機構	<p>概要：コンプライアンス体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談体制の整備、処分制度の仕組み及び教育研修の体制・内容・課題の調査（10 の競技団体に対してヒアリングを実施） ● 競技団体の運営におけるコンプライアンス強化ガイドラインの策定 ● 処分基準の策定等に関するガイドブックの策定 ● 競技団体としての対処方針（危機管理マニュアル）の策定
2.	一般社団法人 スポーツ・コン プライアンス 教育振興機構	<p>概要：コンプライアンスリスクの分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ コンプライアンス違反に関する事案及び処分例の調査（10 の競技団体に対してヒアリングを実施） ▶ 教育研修体制及び課題の調査（10 の競技団体に対してヒアリングを実施） ● 不適切な事案が発生した場合の分析、発生の要因評価
3.	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター	<p>概要：コンプライアンス評価指標策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 競技団体におけるコンプライアンス体制の調査（5 つの競技団体に対してヒアリングを実施） ● コンプライアンス評価指標の策定 ● コンプライアンス評価指標に基づき、モデル団体の現況評価の試行
4.	公益社団法人 日本プロサッ カーリーグ	<p>概要：コンプライアンス教育プログラム策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 競技団体が実施しているコンプライアンス教育研修の調査（7 つの競技団体に対してヒアリングを実施） ● アスリート及び競技団体役職員を対象とするコンプライアンス教育研修教材（映像教材を含む）の作成

以上